# 船橋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の８に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものとする。

（開始の届出）

第２条　放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第１号様式）により行うものとする。

（変更の届出）

第３条　放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第２号様式）により行うものとする。

（廃止又は休止の届出）

第４条　放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第３号様式）により行うものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年３月２７日から施行する。

（第１号様式）

放課後児童健全育成事業開始届

年　　月　　日

船橋市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）　　㊞

児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の８第２項及び児童福祉法施行規則第36条の32の２第１項の規定に基づき届け出ます。

| | |
|---|---|
| 事業の内容 | |
| 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） | |
| 職員の定数 | 職員数：　名（放課後児童支援員：　名、補助員：　名、<br>その他（事務職員等）：　名） |
| 施設の名称 | |
| 施設の種類 | |
| 施設の所在地 | |
| 建物その他設備の規模及び構造 | 専用区画：　㎡［１人当たり：　㎡］　合計：　㎡<br>その他：　㎡<br>建物の構造：　造、建物の階数：　階建の　階 |
| 事業開始の予定年月日 | |
| 書類を添付 | □定款その他の基本約款<br>□運営規程<br>□主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付）<br>□職務の内容（上記の名簿等に記載）<br>□建物その他設備の図面（平面図等を添付）<br>□収支予算書及び事業計画書（ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。） |

（第２号様式）

放課後児童健全育成事業変更届

年　　月　　日

船橋市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

㊞

年　　月　　日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の８第３項の規定に基づき届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">施設の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更する事項<br>（該当する事項の番号に〇）</td><td>1　事業の種類及び内容<br>2　経営者の氏名及び住所<br>3　定款その他の基本約款<br>4　運営規程<br>5　職員の定数及び職務内容<br>6　主な職員の氏名及び経歴</td><td>7　施設の名称<br>8　施設の種類<br>9　施設の所在地<br>10　建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面<br>11　事業開始の予定年月日<br>12　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容<br>（「変更する事項」欄において〇をした番号に応じて記載）</td><td>変更前</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業変更年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

（第３号様式）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年　　月　　日

船橋市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

㊞

年　　月　　日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の８第４項及び児童福祉法施行規則第36条の32の３の規定に基づき届け出ます。

| | |
|---|---|
| 施設の名称 | |
| 施設の所在地 | |
| 経営者の氏名及び住所 | |
| 事業廃止又は休止の年月日 | |
| 休止予定期間（該当する場合のみ） | |
| 廃止又は休止の理由（具体的に） | |
| 現に便宜を受けている児童に対する措置（具体的に） | |